

熊本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2018

1 目的

熊本市建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上を図ることが重要である。

このため、熊本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取り組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画第5章「基本施策と取り組み」に基づき策定する。

3 平成30年度の計画

3-1 取組内容

(1) 財政的支援

- ・戸建木造住宅耐震診断士派遣事業

比較的少ない個人負担で、市が対象住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施するもの。

- ・戸建木造住宅耐震改修事業

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、補強計画設計、耐震改修工事、建替え設計、建替え工事、耐震シェルターの設置を行う住宅所有者等に対して補助を行うもの。

(2) 耐震化を促進する取組

取組① 住宅所有者等に対する直接的な意識啓発・制度周知

周辺住民への情報提供も見込んで、平成30年度に、自治会長宛にダイレクトメールを送付。平成31、32年度には、市内全ての住宅所有者宛にダイレクトメール（固定資産税の納税通知書を活用）を送付予定。

取組② 耐震診断実施者に対する住宅耐震化への誘導

- ・耐震診断結果報告時に耐震改修等に関するチラシの配布・説明
- ・耐震改修を実施していない過年度の耐震診断実施者へ耐震改修等に関するチラシの送付

取組③ 耐震改修事業者の技術向上と耐震改修事業者への接触が容易となる取り組み

- ・県や関係機関と連携した、耐震改修に関する技術講習会を年1回以上開催
- ・耐震改修事業者の一覧表の作成、公表

取組④ その他の普及啓発

- ・市政だより掲載による意識啓発・制度周知
- ・「まなぼうさい」での資料展示
- ・市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施
- ・耐震化に関するチラシ等の作成・配布

3-2 平成30年度の耐震化支援の目標

| 対象 | 事業内容 | 目標 |
|--------|------------|------|
| 戸建木造住宅 | 耐震診断（一般診断） | 645戸 |
| | 補強計画設計 | 107戸 |
| | 耐震改修工事 | 71戸 |
| | 設計改修工事一括 | 100戸 |
| | 建替え設計工事一括 | 18戸 |
| | 耐震シェルター工事 | 30戸 |

4 前年度（平成29年度）実績の自己評価

4-1 実績

(1) 財政的支援の実績

| 対象 | 事業内容 | 実績 |
|--------|------------|------|
| 戸建木造住宅 | 耐震診断（一般診断） | 701戸 |
| | 補強計画設計 | 191戸 |
| | 耐震改修工事 | 113戸 |

(2) 耐震化を促進する取組の実績

【取組②関連】

- ・耐震診断結果報告時、耐震診断士から住宅所有者等に対し耐震改修等に関するチラシの配布・説明を行った。
- ・平成29年度事業受付開始前に、前年度（平成28年度）の耐震診断実施者に対し耐震改修等に関するチラシ等の送付を行った。

【取組④関連】

- ・市政だよりに支援制度の情報を掲載した。
- ・事業受付開始前に、市民向け説明会を開催した。

4-2 課題と改善策

(1) 課題

- ・更なる耐震化の推進のため、支援事業の利用促進が必要である。
- ・円滑な支援事業の実施のため、協力できる耐震診断士、耐震改修事業者の育成・住宅所有者等への情報提供が必要である。

(2) 改善策

- ・耐震化の重要性や財政的支援の情報などを確実に住宅所有者等へ伝えるため、より直接的な手法で情報提供を行う。
- ・耐震改修に関する技術講習会を開催し、耐震診断士、耐震改修事業者の育成に努める。
- ・事業に従事する耐震診断士、耐震改修事業者の情報を公開し、住宅所有者等から耐震診断士、耐震改修事業者への接触が容易となるよう努める。